The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	雑談という名の歌論 : 井蛙抄おぼえがき
Author(s)	島津, 忠夫
Citation	語文. 1981, 38, p. 18-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68675
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

雑談という名の歌論

――井蛙抄おぼえがき――

島津忠夫

一

『新古今集』以後の中世和歌史は、時に『玉葉集』『風雅集』に見る京極派歌風や、冷泉為尹門の正徹による『草根集』などの異風があり、今日から見れば、それら異風の歌風にこそ、そのすぐれた面をたどることになるのだが、当時の評価に立てば、それらはどこまでも異風としてとらえられていたのであり、基調はあくまでも二条派の和歌であった。(注一)二条派の和歌は、中世を通じて、多くの歌人がよりどころとし、連綿とよみつがれて、近世和歌へと続いているのである。

その二条派にあって、重要な位置を占める歌人として、頓阿をとりあげることができよう。二条為世の門弟として、八十四歳の長寿を全うした頓阿は、為世・為藤・為定・為明ら宗匠家の人々をたすけ、特に為明が『新拾遺集』の撰進なかばで他界した時は、そのあとをとりまとめて完成しているし、広く公武の人々にまじわって信任を得ている。晩年には二条良基にも近づき、『愚問賢注』という形で、良基が頓阿の説を書き残しているほどで、その影響力も大きかった。『了俊日記』に「当時毎人頓阿法師をば人丸赤人のごとくに申めれども」とあるのは、あとに「此法師もわづかに古歌にすがりて只一ふしてしなの侍しばかりをぞ得たるすがたとみへて侍りし」として、あえて過小評価しようとする冷泉派の了俊の言だけに、逆に当時の頓阿の声望の大きさが察せられる。

その頓阿に『井蛙抄』という歌論書があって、中世末期から近世にわたって、二条派の聖典として尊重され、広く読まれている。特に、その巻六に配されている雑談の部は、当時の歌壇を知る好個の資料として活用されている。ここでは、その雑談という形で展開された頓阿の歌論のもつ意義をいささか考えてみたいのである。

二

『井蛙抄』という書は、多くの写本が現存しており、慶安版の板本が何度も印行されてひろく流布しているが、室町期の写本には相違が多く、六巻完備した形のものがなく、その原形を知ることもきわめて困難である。(注二)奥書より見れば、大島雅太郎氏蔵大永七年本の

此抄都合六巻、以頓阿自筆之本令写之、加数度校合

寛正二年六月廿五日甲午　洛陽東山隠士金州資円雅

とある円雅の書写本が出るまでは、頓阿の門流に伝えられた秘書で

あったらしく、頓阿の曽孫である堯孝の没後、その門弟である円雅が、東常縁に付与したあたりより広まっていったものであった。(注四)

特に、雑談の部については、『水蛙眼目』として伝わっている雑談後半部と跋より成る書があって、その原形の推定に説がわかれる余地が大きい。(注五) かつて、島原松平文庫本の調査に当った折も、『井蛙抄』六巻一冊のほかに、『秘中秘』と題する一本があり、『井蛙抄』とある本には、雑談の部が「故宗匠云初心なる時は常に恋の歌をよむべしそれにもいでき詞をもいひなるる也」までで終っており、『秘中秘』の方は、「又云民部卿入道被申は」云々の文で始まっていることに、改めてその伝本調査の必要性を知ったのであるが、その後、私の調査が特に進んでいるわけではない。(注六) 従って、『井蛙抄』の原形については、

巻一　風体事
巻二　取本歌事
巻三　制詞事
巻四　同名名所
巻五　同題事
巻六　雑談　〔六十二条（木版本）
　　　　　　〕三十八条（高倉本等）
跋文

という久曽神昇氏の推定をひとまず肯定した上で論を進めてゆくことにする。

その成立についても、氏が雑談の部に、「冷泉相公」と見える為秀の官歴から延文五年以後、『新拾遺集』の記事が見えないことから貞治三年以前とする説、(注七) さらに井上宗雄氏の為秀の話が最末にかたまっているので、この部分は書き継がれた最後の段階を示してはいないかと指摘され、為定を「今宗匠」とすることから、為定生前の延文五年三月以前の筆記であり、雑談の部は延文五年を軸として前後数年の間に書き継がれたものであろうとする説に対して、(注八) 大筋においては特に異を立てるべきものを持たない。ただ、井上氏も巻四に為世のことを「宗匠」とあり、巻四の例歌が『新後撰集』までであることから、この巻は為世没の暦応元年以前、あるいは鎌倉最末期頃に成ったかも知れないとされることに注意したい。井上氏は巻四の「同名名所」が後に『井蛙抄』の巻四に組入れられた可能性を指摘されているが、雑談の部もその骨子がすでに鎌倉末期にはほぼ形づくられていたのではないかと思われる。その点に関しては、雑談の部に見られる一つ一つの話の内容を吟味してみる必要があるが、そのためにも、やはり雑談の部の諸本の伝来の形を改めて注意しなければならない。

三

久曽神氏の調査により、雑談の部が、前半部と後半部に分かれて伝存しているものの多いことが知られ、その多くが後半部は「又云民部郷入道被申は」で始まっていることから、後半部は分離したものかとする氏の説がほぼ認められた形となっている。しかし、この推定は、跋文の問題とともになお疑問の生ずる余地を多く残している。跋文については、本稿には触れないこととして、ここでは、雑談の部の前半部と後半部が必ずしもひと続きのものと考えられないのではないかという点を指摘しておきたい。たとえば、

故宗匠続千載集をうけ給はりて被撰時、さして歌よみにもあ

らざる人の来にも、勅撰こそ候へ、御歌や候、出され給へと申されしを、故戸部其外の門弟も、勅撰は道の重事秀逸を可被撰事にて侍るに、分明歌もよまぬものに歌をこはるゝ事、人の難もありぬべき事なり。不可然のよしつぶやき申されしをかへりきかれて、予に対面のとき被仰しは、歌は此国の風俗也。国に生れたらんものたれか歌よまざらん。稽古して世にしられたるもあり、独吟して心をやしなふ者もあり。能歌の出来る事、歌よみならぬものも読出してふるき集にも入たり。後撰八子が歌なり。勅撰をうけたまはりて、ひろくよき歌をもとめむとき、名誉なき人もいかなる秀逸をか詠じてもちたらん。などかあひふれであるべきと被申し。返々面白覚侍りき。(注九)

の条は、為世の撰集態度を知る上にきわめて重要な話で、頓阿が為世から聞いた話を書きとめている点については、前半部と本質的に変るものではないが、前半部が「故宗匠云……と云々」という形で書きとめているのに対して、ここは頓阿の主体的なうけとめ方になっている。さらに、この条には「故戸部」として、為藤のことを言っているが、これも前半部には、その例を見ない。なお、「故民部卿」という呼称で為藤をさす例、「入道戸部」という形で為家をさす例も後半部にのみ見られる。

為藤の没は元亨四年であり、為世の没はその後の暦応元年であるのに、その為世には「故宗匠」と言い、為藤には「戸部」とのみあることにも注意してみる必要があろう。為定について「今宗匠」とあるのは、前半部の終り近くと後半部の二か所に過ぎないが、前半部の場合は、

住吉神主国冬云、歌読は多く当社御眷属となれり。和泉守道経は、鬼形にて紙筆を持て、とのいかきのいぬゐの角のだんの上に、西むきに座して人に見えけると申侍たりと云々

のあとに、「国助神主をば神護寺のそばに社を作て神とあがむ」云々の同じく住吉神主国助の話を補入したと思われるところに「今宗匠語被申き」と見えているのであって、この補入と思われる部分の書き方も、「今宗匠云……と云々」の形になっていない。為藤を「戸部」とし、為世を「故宗匠」とするのは、「今宗匠」である為定を意識する時点での補訂ではないかと考えるのである。

後半部は、「又云、民部卿入道被申は」の条の次の

勅撰に異名どもあり。後拾遺をば小鯵集と名づく。津守国基歌、小鯵をはこびて撰者の心にかなひて、歌多入たる由の異名歟、金葉をば臂突主といへり。えせしふといふ心にや。新勅撰をば宇治河集といひけり。武士のおほく入たる故なり。続拾遺をば鵜舟集と云。かゞりのおほく入たる故也。新後撰をば謗家に津守集といひけり。住吉神官おほく入たるゆゑか。今の世は勅撰そしるものあれども、名づくる程の力ある人もなきにや。

のように、まったく聞書の形をとっていないものもあり、先掲の「故宗匠続千載集をうけ給はりて被撰時……」のように直接の聞書の形をとらないものや、「私云、近日内々会某講師可勤などいへば……」と、頓阿の意見を書きつけたところもあり、それに続く四か条などはただ頓阿自身の意見を書きつらねていて、前半部とはなはだしく書き方を異にする。井上氏の指摘された為秀よりの聞書が後半部にかたまって見られることなども、前半部と後半部が執筆時期を異にしていることを考えさせる。久曽神氏が云われるように、今日の諸本の伝来の事情からは、前半部・後半部が存した形態から後

半部が分離したと考えられるとしても、もともと前半部と後半部が別々に成立し、ある時期にその統合が試みられ、前半部に増補が加えられたり、呼称が「宗匠」を「故宗匠」とする程度の改訂を見たことも想定されるのである。

ただ、そのもともとの前半部と後半部の切れ目が、現存の多くの諸本に見られるところであったかどうかはわからない。久曽神氏のいわゆる六十三条(注一〇)「又云、民部卿入道被申は……」の条は、本来は前半部にあったものが後半部が分離して切れたものであったと思われるし、現存の後半部の中にも、本来は前半部にあるべきものが見られるかも知れない。あるいはその改訂に当って、巻子本であったと考えられるこの書物の切継の事情が、現存の不自然な形での分離の姿にかかわるものであるかも知れないが、今は未詳とするほかはない。ただ雑談の部のいわゆる六十二条(注一二)の「故宗匠云、初心なる時は…」までは、一部補訂は見られるものの、ほぼ原初の形を保っていると見てよいかと思う。

四

いわゆる前半部六十二条は、私に章段を整理して六十六条となるが、そのうち、話者は

故宗匠（為世）〔暦応元年没〕　1(注一三) 4 5 6 17 22 26 27 28 46 47 49 50 58 66〔十五条〕

戸部（為藤）〔元亨四年没〕　2 7 8 9 13 14 19 20 25 30 31 32 37 38 39 41 42 59 60〔十九条〕

一条法印（定為）〔嘉暦二年以前没〕　2 34〔二条〕

（齋藤）基任〔新後撰初出。正和四年花十首作者〕　15 45〔二条〕

小倉黄門禅門（公雄）〔正中二年百旨詠進後まもなく没〕　18 44 53 54〔四条〕

祝部行氏〔新後撰初出。草庵集に三十三回忌のことが見える〕　21〔一条〕

行宣法印　24〔一条〕

今出川近衛局〔続古今初出〕　29〔一条〕

六条内府（有房）〔元応元年没〕　35 40 52〔三条〕

至一上人　36〔一条〕

閼伽井宮（道性）〔新後撰初出。亀山院御子〕　43〔一条〕

平中納言惟輔〔元徳二年没〕　55 56〔二条〕

心源上人　61〔一条〕

住吉神主国冬〔元応二年没〕　64〔一条〕

今宗匠（為定）〔延文五年没〕　65〔一条〕

となり、ほかに或人として、10 11 12 16 48 57 62 63の八条があり、さらに「光俊続後撰難」（23）「徳大寺には歌のまと云所あり」（33）「弁内侍日記」（51）の三条があって、そのうち「何某云…」あるいは「…と云々」の形をとっていないのは、23 24 33 51 63 65の六条に過ぎない。65が後補であろうということは前述したが、23 24は22の信実の話の連想で、51は50の弁内侍・少将内侍の話の連想で書きつがれた条であり、33は短い条で、何かの覚え書きが本文化したとも考えられ、63は62の続きで、これも62の或人の話と見ることもできる。

次に、これらの話がいつ書きとめられたかについて考えてみたい。為藤からの聞書がもっとも多いことは、それが元亨四年以前であったことが先ず考えられる。為藤没後の或時期に思い出して書いたと

すれば、為藤以外の、たとえば為定あたりの話ももっとあってよいはずである。ところが、前述の話者は、伝未詳のものも多いが、為定を除いて、大略鎌倉最末期の人のようである。為世の場合も、その頃の聞書と考えてもとより不自然とは思われない。

次に、この雑談の内容であるが、その第一条は次の話で始まっている。

故宗匠被語申云、続古今は正元元年西園寺の一切経供養時、民部卿入道一人可撰進之由、直被仰下侍しを、其後被加撰者、結句真観下向関東、将軍家中務卿宗尊親王此道御師範と成て、毎事関東より被申とて、其思ふさまに申行へり。民部卿入道、我撰進のうたの外は一事以上不可有申子細とてロを閉侍き。和歌評定時、治定の事も後又申改。かやうにして評定には治定し侍しに、何様事哉之由被申ければ、いさなにと候けるやらん、鶴内府無参被申行侍しと真観返答しけり。仙人のわたましのやうに、鶴に物を負するはと民部卿入道利ロし申されけると云々。

集治定之後、所存相違事ども一巻に書て、常盤井入道相国のもとにつかはす。為兼延慶訴陳時、勅撰々者故実二百余ケ年秘事を祖父入道より相伝之よし書たるは其事也。為教卿、常盤井相国に随逐之間見及歟。詞書に百首にと侍るを、百首歌にとあるべきかなど体の事共也。ちゝとしたる大旨、なにか秘事にてもあるべきと云々。

長い条であるが、明確に「故宗匠被語申云…と云々」で、話者とその内容を示している。その話の内容は、二つの部分から成っており、前半は為世が祖父為家から聞いた『続古今集』撰進をめぐる歌壇の裏話を伝えたもので、その折の真観のとった態度に対しての批難であり、後半は、その『続古今集』が出来て後、常盤井入道相国実氏のもとへ為家の送った所存相違の旨を書きとめただけの一巻を、為兼が延慶訴陳の時、「勅撰々者故実二百余ケ条秘事」を祖父為家より相伝したと主張したことへの批難である。二条家の宗匠為世の胸中に、反真観の感情が、そのまま反京極家へとつながっていることを先ず見てとっておく必要があろう。しかも、その一条を最初に据えているところにも、それがそのまま頓阿の立場をくっきりと色どっていることが知られる。第二十条の

又云（為藤）、彼七百首の時、真観まゐりて、短冊を泉の水のなかへ風に吹入られ、てのごひ布のかせにてとりあげなどして見ぐるしかりけり。如此事尤可有用意云々。

や、第四十七条の

又云（為世）、民部卿入道、真観が、はや人の薩摩のせとなどよみて、人ををどすとてつねに咲れ侍き。

といった嘲笑的な言葉をわざわざ書きとめているところに、真観に対する反感が見られ、第五十二条の有房の言として記した、亀山院の御時の三代集作者を賦物にしての連歌の折に、「源当純」を「常純」だと為兼が言い張り、為世が「当純」と定家自筆本にあるよし主張、勅定でその定家本『古今集』を取り寄せ、「当純」であることが判明して為兼が閉口した話、これはもとより為兼の失敗談であるが、すぐそれに続く第五十三条には、今度は公雄の言として、文永亀山殿五首歌合の折、公雄の「ちりぬべき秋の嵐の山の名にかねてもをしき木々の紅葉ば」の歌が叡慮にもかない、人々も勝つべきよし申した折、真観が、相手の中納言典侍の歌「をぐら山いま一たびのしぐれなばみゆきまつまの色やまさらむ」を推賞、公雄の歌が

「紅葉」に「ちりぬべき」と詠じたことを難じたため、持となったいきさつをのべて、「真観引級和歌義勢、傍若無人也」と語った話を書きとめている。詳しくは後述するが、この雑談は、連想をもって話が続いてゆく形をとっているので、ここは、為兼の理を否に曲げて強弁した失敗話に、真観の傍若無人の強弁ぶりの話を続けていて、頓阿の意識にも、二条派の正統に反するものとして、真観と為兼が直結していることが知られる。

ふたたび、さきにあげた第一条にもどるが、為家の言葉を伝えた中に、「仙人のわたましのやうに、鶴に物を負するは」という表現が見られる。おそらく為家の言葉をそのまま為世が口うつしで頓阿に伝えていると思われるが、真観が鶴殿九条基家をかついで、勝手なふるまいをすることを皮肉った利口で、いかにもいきいきとした為家の直話のさまを伝えている。こういった話者の語り口が、そのままに書きうつされているのも、この雑談の特色であり、興味あるよみものとなっている。それは、第二十六条の

故宗匠云、民部卿入道、殊に衛門督僧都なにがしとやらむいひし僧、歌の事とひに常に来き。歌は誠をさきとすべし。たゞ道理にかなふべきよし申さるゝを聞て、後日に来て、先日承候しにつきて、歌を一首詠じて候。かやうにも候べきかと申き。

富士の山同じ姿のみゆる哉あなたおもてもこなたおもても

道理をさきとすべしとて、かやうの事にては有まじとてわらはれ侍りき。

の話などにもよくあらわれている。

為世・為藤の言葉を伝えたこの雑談に、二条派正統の歌論が断片的にではあるが端的に語られていることは、もとよりこの雑談の歌論書としての重要な意義であることはいうまでもない。第四条に、

故宗匠云、俊成は幽玄にて難及、定家は義理ふかくして難学、たゞ民部卿入道殿体を可学之由、深相存也云々

とあるのは、俊成・定家よりは為家を範とすべしとする二条派の主張の根幹ともいうべく、それは、次の第五条に、

又云、民部卿入道被申けるは、亡父歌殊勝なれども歌見しらざらん子孫、みだりに撰入せばあしかるべき歌多し。わが歌はおろかなれ共、たとひ歌しらざらむ子孫の撰出たり共、さまでありかるまじき歌を詠置て侍る也云々。

とあって、定家の歌の中には、必ずしもよくない歌があるということになり、さらに、次の第六条には、具体的に、

長月の月の有明のしぐれゆゑあすの紅葉の色もうらめし

の定家の歌を、二条左兵衛督教定が酒宴の雑談に「染心肝殊勝におぼえ候」と言ったのに対して、為家が「盃をもたれたるを打置て、けしきあしく成て、是はなにか面白候やらん」と詰問し、「是は百香歌合にも書入て候へども、風体不可然。勅撰などに可入歌にあらざるよし慥に申侍しに、是をしも被称美之条不得其意」と云ったという話を書きつらねている。この定家の歌は、『拾遺愚草』に見られるばかりでなく、『定家百番歌合』に自選している自讃歌の一つで、それを教定がほめたからと言って、為家がこれほどの批難をしているのである。このことは、教定が初心だからという以上に、定家と為家の歌風が大きく隔たっていることを示している。おそらくは「月の有明」といった奇抜な表現に、為家の意に添わない点があったかと思われるが、為家のこの歌に対する態度、さらにそれを継承するところに、二条派の歌が、はっきりと定家の自讃歌とはその

質を異にしていることが知られる。この第六条の最後に、「此歌玉葉に撰入、不思議事也云々」(注一四)とあるが、現存の『玉葉集』には見られない。あるいは、永仁の頃、為兼のもとでほぼととのえられていた折の撰集に入っていたものかとも思われる。ただ、第五条の場合とともに、定家の歌風のうち、二条派の庶幾しない歌風が、『玉葉集』には選入されているという考え方があったことは否定しえないであろう。

為家の歌論を伝えたものとしては、次の第二十八条が重要である。

又云、民部卿入道被申しは、歌をば一橋をわたるやうによむべし。左へも右へもおちぬやうに斟酌すべき也。心のまゝによむべからず。又被申しは、塔をくむやうによむ。塔をば上よりくむことなし。地盤よりくみあぐるやうに、下句よりよむ也と云々。

為世の口から伝えられた為家のこの教えは、為世の作歌態度をもっともよく示している。この巧みな比喩によって、二条派の正統を逸脱しないようにと説く指導が、多くの幅広い歌人の層の中に、その歌風を浸透させてゆくこととなるのであるが、為世自身の歌論としては、第六十六条に、

故宗匠云、初心なる時は常に恋の歌よむべし。それがこゝろもいでき詞をもいひなるる也

とあるのが注目される。これも、実際的な有効な初心者指導の方法であった。それに為世の歌作態度を示した、第五十八条の

故宗匠被語云、はれの歌読むとて、法輪に参し也。若ものども法輪へ参りてよむべし。所がらのすごさも殊に歌出来するなり。

とあるのもおもしろい。為世の歌に、「所がらのすごさ」より生れたと思われる秀歌の数々が残っているわけではないが、おそらく為世みずから実行して語ったであろう、この言葉に、やはり二条派の歌が、中世という時代に根づいていることを端的に語っているように思われるからである。

この頓阿の雑談が、為世や為藤といった二条派の宗匠家の人々のほかに、多くの人の言葉を伝えていることに、歌論としてのゆたかさが広がってくることも指摘しておいてよいであろう。第十五条は、

基任語云、土御門院小宰相家隆女被申けるは、故二位の歌には心得にくき歌などは候はず。

高砂のをのへの鹿のなかぬ日もつもりはてぬる松の白雪

といふ歌を、心えにくきやうに人おもへり。ふかく思へば心得にくし。あさ〳〵と心うれば殊に安く心えらるゝ歌也。

とある。この基任は、六波羅の吏僚武家の齋藤基任で(注一五)、正和四年三月五日の東山東林寺の花十首の会にも同席し、『草庵集』にもしばしば見える和歌の先達であり、第四十五条では、為家北野参籠の折の連歌での、為家・為氏の秀句を父観意が同席していて聞いたとして頓阿に語っており、父の代から二条家に親近していたことが知られるが、この家隆女の小宰相が語る家隆の歌についての「ふかく思へば心得にくし。あさ〳〵と心うれば殊に安く心えらるゝ歌也」との見解は、基任の二条宗匠家以外から得たものを、頓阿に伝えている。基任や頓阿にとっては、定家よりは家隆の方がかえって親しみやすい歌風であり、頓阿には、こういった二条宗匠家以外の人々からの影響を広く受けていることが、頓阿の歌風に幅を持たせ、中世の歌人に迎えられる因となっているのである。それは第三十一条の

祝部行氏語云。少年時祝部忠成（新勅撰作者）にあひて侍りき。草子など見て歌よみ侍りしかば、たゞ歌はあを雲にむかひて案ぜよ。今より古歌にかゝりては、うるはしき歌よみには成まじと申き云々。

とある。忠成の教えを伝えた行氏の言葉も、いかにも地下歌人の自由さともいうべきものが如実にあらわれており、こういったのびのびした歌作態度が頓阿の血肉となって、二条派の和歌の正統を守りながら、ひとあじ違った頓阿の歌風を作りあげてゆくことになる上で重要であったことと思われる。

こういったさまざまの話題の提供を受けて、この雑談には、第六十一条の心源上人の談として伝える、文覚と西行の出会いのような貴重な話柄が記しとどめられることになる。つねづね遁世の身でありながら和歌に執する西行をにくんで、「いつくにても見あひたらば、かしらを打わらん」と言っていた文覚が、西行の訪れを受けて、一夜物語をかわして西行が帰っていったのち、心配した弟子たちに答えて、「あはれ文学にうたれんずる物のつらやうか。文学をこそうたんずる者なれ」と語ったという話は、歌人西行のイメージとは異った実在の人間像をいきいきと残してくれているのであって、この雑談が、歌論というにとどまらず、この一条など、説話としてのおもしろみを持っているといえよう。それは、次の第六十三条の或人の語ったやはり西行の逸話、『千載集』のころ、東国にあって勅撰があると聞いて上洛した道で、登蓮にあい、「鳴たつ沢の秋の夕暮」の歌が入っていないと聞いて、「扨は見て要なし」として、また東国へ帰っていったというのも、必ずしも事実とは思われないが、これまた西行の一面をよく示した説話となっている。

五

この雑談が、和歌についての聞書であることはこと新しくいうまでもないが、前述の文覚と西行の話のように説話的な興味をいだかせるものも多い。さらに注意すべきことは、この雑談の各条が連想の糸によって書き綴られていて、決して聞いたままに書きつらねたといった体のものではないことである。第一条に、為家の『続古今集』撰進時の不快感をおいたのも十分意図的だったと思われるし、その後半の常盤井入道相国実氏の話から、第二条には為藤の、さらに第三条には定為の実氏についての話をつらねている。第四条は第三条の為家が実氏薨後に語った言葉を受けて、俊成・定家よりも為家の体を学ぶべきだとする二条家の主張をかかげ、第五条に定家と為家の比較、第六条は定家の庶幾しない歌、第七条から第九条まで定家に関する話をつらね、第九条の定家が西行より俊成をはるかにすぐれていると言った話から、第十条には西行が少年の定家に宮川歌合の判をさせたこと、その少年という連想から第十一条には法性寺関白忠通が若くして書いた最勝寺の額を見るたびに赤面したという話、さらに第十二条は、前の条が「歌事能々可有稽古」という教えであったことに関聯して、妙音寺入道の琵琶の稽古の話へ続くといった具合である。それは第六十六条まで、ほぼたどってゆくことができるようである。

この連想の糸によって雑談を運んでいることは、頓阿が連歌にも長じていたことと関係づけて考えることもできるが、それよりも兼好の『徒然草』の場合とも共通していることを思わせる。いわば、この時代の随想の一つのスタイルであったといえよう。

頓阿は、この雑談を何のために書き綴っていったのであろうか。はじめから『井蛙抄』という歌論書の最後に据えるべく意図したものであったかどうかはわからない。私はおそらくはじめはただ興にまかせて為世や為藤からの聞書を中心に、さまざまの人からの聞書を書きとめておこうとした一巻ではなかったかと思う。そうして、それが巻一から巻五までの歌論と合わせて六巻の歌論書としようと思い立った時、雑談の部に増補したのではなかろうか。もともと巻一から巻五までもそれぞれ一巻ずつ別々のものであった可能性も大きい。しかし、それが巻一から巻五に配当され、さらに遅れて巻六の雑談が合わせられたと考えるのである。その折、頓阿の脳裏にあったのが『袋草紙』という歌論書の存在であった。雑談の部の後補と考えられる後半部になって、第六十八条の「勅撰に異名ともあり」の記事や、第八十三条の

知房は伊家弁に御歌優なりといはれて、道にたづさはるはかやうの事かあちきなきとて、道をすてたる事も侍ぞかし。員外後学一言を自愛せられける、まことの数奇人と覚えおもしろく侍りき

が、『袋草紙』をもとにして書かれていることを指摘することができる。頓阿は、『袋草紙』の雑談の部が、かえって和歌の本質の数奇について、歌話を通して如実に語っていることに思いを致し、『井蛙抄』にも第六の巻に雑談を添えることを思い立ち、かって書きためていた一巻を補筆して添えたのではなかったか。

巻一から巻五まで、ところどころ「私云」として意見を加える程度で、もっぱら従来の歌学を整理したに過ぎないこの歌論書に、雑談という一巻を加えることによって語ろうとした頓阿の歌論は、『袋草紙』と同じく、やはり歌の数奇ということにあったといえよう。

注一　早く石田吉貞氏の『中世草庵の文学』に指摘され、井上宗雄氏の『中世歌壇史の研究』に明らかにされている。

注二　日本歌学大系第五巻に久曽神昇氏の解説に諸本についての考察がある。

注三　同右解題による。

注四　井上氏『中世歌壇史の研究南北朝期』に指摘されている。

注五　群書解題に峰村文人氏の異見がある。

注六　久曽神氏のあげられた諸本のほかに井上氏がさらに多くの諸本をあげられているが、改めて調査整理の必要がある。

注七　注二に同じ。

注八　注四に同じ。以下も同じ。

注九　本文は便宜上日本歌学大系による。

注一〇　後述のように、内容の検討の上から私に章段をわかち日本歌学大系の行わけによる久曽神氏の数え方と異るが、ここは混乱をさけて久曽神氏による。私には第六十七条。

注一一　久曽神氏に指摘がある。

注一二　私には第六十六条。

注一三　私の数え方による。以下同じ。

注一四　日本歌学大系本には、そのあとに割注で「私云、右のうた玉葉になし」とあるが、京都大学蔵中院本などにはなく後人の書き入れと思われる。

注一五　石田吉貞氏『頓阿慶運』および井上氏前掲書参照。